



国自情第190号
平成27年1月22日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局自動車情報課長



引越に伴う自動車登録変更手続きの啓発について（協力依頼）

国土交通省等では、引越をして住所が変わった際に必要となる自動車の変更登録等の申請手続きの励行について啓発活動を実施しており、例年、貴協会にもご協力頂いているところです。

本年におきましても、引越が集中する3月～4月の時期に、引越利用者である自動車ユーザーに対して、自動車登録変更手続きの必要性について下記のとおり周知いただきたく、貴協会傘下会員の引越事業者の皆様へのご協力方よろしくお願いいたします。

記

1. 周知内容

「引越に伴い、住所が変更となった場合は、新住所を管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所（軽自動車は軽自動車検査協会）において、当該自動車の変更手続きを必ず行って下さい。手続きの詳細は、国土交通省（軽自動車は軽自動車検査協会）のホームページにも掲載しています。」

2. 周知方法

- (1) 引越実施前後に、引越利用者に対し、口頭で上記内容の伝達をお願いします。
- (2) 引越利用者に提供する引越準備チェックリスト等の冊子やパンフレットを作成、又はホームページを開設している引越事業者におかれては、上記「1.」の内容に以下の参考にあるホームページアドレスを入れて掲載願います。

（参考：手続きの詳細について）

登録自動車については、国土交通省ホームページ内「登録手続き」

（<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/toroku/trk03.htm>）をご覧くださいか、新住所を管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所にお問い合わせ下さい。

また、軽自動車については、軽自動車検査協会ホームページ内「各種手続き」

（http://www.keikenkyo.or.jp/procedures/procedures_000037.html）をご覧くださいか、新住所を管轄する事務所・支所にお問い合わせ下さい。